

2023年度版

団体レジャー保険 ご加入のご案内 25‰



ご加入手続き

現職の皆さま WEBでお手続き可能です。

ブリヂストンビジネスサービス保険部のホームページまたは下記

2次元コードにアクセスいただきお手続きください。

<u>退職の皆さま</u> ブリヂストンビジネスサービス保険部までお問合せください。



WEBでのお手続きはこちらからアクセスしてください

保険期間

毎月15日から2024年4月15日まで

※加入日15日以外をご希望のかたはブリヂストンビジネスサービスまで ご相談ください。

お支払い方法

<u>現職の皆さま</u> ご加入月の2か月後から給与控除

退職の皆さま ご加入月の2か月後から口座振替

この保険は株式会社ブリヂストンを契約者とする団体契約で、 ブリヂストングループに勤務する従業員・退職者とそのご家族の方のみが加入できます。

- ◆取扱代理店 **ブリヂストンビジネスサービス株式会社**
- ◆引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

1 団体自転車保険(傷害総合保険)

自転車事故による傷害から、自転車による賠償事故まで、 ワイドに補償します。

■自転車事故は急増しています

- ●自転車搭乗中に車にはねられてケガをした!
- ●自転車運転中に誤って他人に大ケガを負わせてしまった!

この保険は万一のときのよき支えとなるよう 設計されたワイドな保険です。 自転車通勤規定の 賠償額条件を 充足しています!



■ご家族全員をワイドに補償します(ファミリーコースの場合)

社員ご本人が家族型にご加入いただくと、ご家族全員を補償します。 「家族」とは、次の方をいいます。

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子
- ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (注)個人型にご加入の場合、おケガの補償は加入された本人のみとなりますが、賠償責任は家族全員を補償します。 (詳しくはP7、P8の賠償責任をご確認ください。)
- ◆保険金のお支払方法等重要な事項は、P5以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額·保険料表

※保険期間:2023年4月15日午後4時から1年、団体割引25%適用

自転車傷害危険のみ補償特約

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約

手術保険金対象外特約セット

	ファミリーコース ^(※) <家族型>		パーソナルコース<個人型>	
	S 1	S2	S 3	S4
死亡・後遺障害	1,385万円	1,835万円	1,370万円	2,350万円
入院保険金日額	6,500円	10,000円	8,000円	10,000円
通院保険金日額	4,500円	6,300円	5,000円	7,000円
個人賠償責任補償	1億円	1億円	1億円	1億円
月払保険料	750円	970円	390円	520円

(注1)団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(注2)個人賠償責任補償の自己負担額(免責金額)は0円です。

(※)保険金額は配偶者・親族の方も同額です。(死亡・後遺障害、入院、通院)

ご存知ですか?

自転車事故は約7.5分に1回発生しています。

*令和3年警察庁交通局データより作成

自転車事故における被害者救済の観点から、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化する 動きが広がっています。自転車損害賠償責任保険等への加入義務化の条例改正は平成27年10月に初めて 兵庫県で導入され、その後も多くの地方自治体で義務化や努力義務とする条例が制定されています。

地方公共団体の条例の制定状況(令和4年4月1日現在)

条例の種類

都道府県

義務化

30 宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ※上記のほか、政令指定市では、岡山市において義務条例を制定済み

9 北海道、青森県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

この機会に ぜひご加入 ください!!

ブリヂストングループ団体自転車保険は、上記条例に対応しています。

こんなトラブルをしっかりガード!! //



例えば、このような事故の場合に保険金をお支払いします。

事故例	事故の状況	おケガの内容
海宝市 + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	脇見運転の対向自転車とすれ違う際、ハンドルが接触し転倒	左指挫創・・・・・入院9日
傷害事故	● 横断歩道を走行中、左折してきた自動車にまき込まれ転倒	両手打撲・・・・・通院12日
賠償事故	● 走行中、脇見運転をし、前を歩いていた第三者に衝突、負傷させた	治療費等約89,000円を賠償

- ※実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。
- (注1)被保険者の範囲につきましては、賠償責任の「保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。
- (注2) 職務遂行に直接起因する賠償事故や自動車を使用中に発生した賠償事故は、補償の対象外となります。

ブリヂストン グループでの実際の お支払い事例

- ①自転車で走行中に転倒し、顔を擦過、左ひざを打撲した。
- ②自転車に乗っていて、滑って転倒し骨折。手術し入院した。
- ③自転車で一時停止中、左方から右折してきた相手車両と接触し転倒し骨折。
- 1,370,000円
- 935,000円
- 734,000円

自転車での加害事故例(日本損害保険協会調べ)

自転車による高額賠償事例

「賠償責任補償」示談交渉サービス付 日本国内のみ

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別 のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等

の傷害を負い、意識が戻らない 状態となった(神戸地方裁判所、 2013年7月4日判決)。



(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金 額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払 う金額とは異なる可能性があります。

違反運転にご注意ください!!

並行運転

広い道路だから 並んで走っても いいよね。



夜でも見えるから ライトを つけなくても 大丈夫だよね。



携帯電話を 見ながらでも 転ばないから

いいでしょ。

2 団体ゴルファー保険(傷害総合保険)

ゴルフを安心して楽しみたい方へ、 ゴルフ中のケガや賠償責任保険、ゴルフ用品の損害等に 備えるプランです。

■夢のホールインワン達成にともなうお祝いの費用を準備できます

ゴルファーなら一度は経験したいホールインワン・アルバトロス。

ホールインワン・アルバトロスに伴う贈呈用記念品の購入費用(ただし、貨紙幣、有価証券、商品券、 汎用プリペイドカード等は除きます。)、祝賀会費用、記念植樹費用等をお支払いします。

※ただし、日本国内にかぎります。

■大切なゴルフ用品をしっかり補償します

大切なゴルフ用品が盗難にあった場合やゴルフクラブを破損・曲損した場合に、時価*を基準に算出した損害額、修理費を保険金額の範囲内で補償します。

※「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

ただし、ゴルフ場や練習場内で発生した損害にかぎります。

◆保険金のお支払方法等重要な事項は、P5以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額・保険料表

※保険期間: 2023年4月15日午後4時から1年、団体割引25%適用、ゴルフ中のみの傷害危険補償特約セット

		R1	R2	R3	R4
賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円
ゴルフ用品		20万円	20万円	30万円	30万円
ゴ ル ファ ー 自身 の 傷害	死亡・後遺障害	500万円	750万円	750万円	1,000万円
	入院保険金日額	6,000円	8,500円	11,000円	14,000円
	通院保険金日額	3,500円	5,500円	7,500円	10,000円
	手術保険金	入院日額の5倍(外来)、10倍(入院中)			
ホールインワン・アルバトロス		10万円	24万円	33万円	78万円
月払保険料		240円	370円	500円	920円

⁽注1)団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。



こんな場合に保険金をお支払いします。 //



ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内にあるゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合、被保険者 が下記の費用を負担することによって被る損害を保険金として、保険金額を限度にお支払いします。

- 保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。
- ②贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ①祝賀会費用
- ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀
- ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用 (ただし、保険金額の10%を限度とします。)



ゴルフ用品の損害

ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。 ただし、保険金は保険期間を通じて保険金額が限度となります。

①ゴルフ用品の盗難

(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。) ②ゴルフクラブの破損・曲損



第三者への賠償責任

示談交渉サービス付 日本国内のみ

ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ 場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為 を含みます。) 中に生じた偶然な事故により、他人にケガ を負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等による法 律上の損害賠償金をお支払いします。



ゴルファー自身のケガ

ゴルフ場敷地内でゴルフの練習、競技または指導(これらに 付随して通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含 みます。) 中に急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者 自身がケガをされた場合に保険金をお支払いします。



- ①死 亡 保 険 金…事故の発生の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりに なった場合に死亡・後遺障害保険金額の全額
- ②後遺障害保険金…事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が 生じた場合に約款に定める障害の程度に応じ、死亡・後遺障害 保険金額の4%~100%
- ③入院保険金…事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額を お支払いします。(1,000日限度)
- ④通院保険金…事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医 師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支 払いします。(90日限度)

ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対して は、通院保険金をお支払いしません。

⑤手 術 保 険 金… 入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は 入院保険金日額の5倍の額(ただし、1事故につき1回の手術限度)

ブリヂストン グループでの実際の お支払い事例

①ゴルフのラウンド中、ドライバーを振った際に腰に痛みが発生し通院。 ②ホールインワン達成。

1,554,000円 780,000円

③ゴルフ場でボールを探している際に他人のボールを踏み転び転倒しケガをして通院。

・これらは事例であり、実際の事故等によってお支払保険金の額は異なります。

675,000円

ご注意いただきたい点

- 第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為 を含みます。)中に発生した偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)が誤って他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人 の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。
 - (注) 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他 の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。
- ・ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内でのゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる 更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。) 中に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。) ②ゴルフクラブの破損・曲損 (注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。
- 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈 呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数 (パー) 35以上の9ホール (ハーフ)、または基準打数 (パー) 35以上の9ホール (ハーフ) を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。 詳しい内容は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、ご確認ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、 このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし【契約概要のご説明】

■商品の仕組み: 【団 体 自 転 車 保 険】 この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

【団体ゴルファー保険】この商品は傷害総合保険普通保険約款にゴルフ中のみの傷害危険補償特約、ゴルフ賠償責任補償特約、ゴルフ 用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。

■保険契約者:株式会社ブリヂストン

■保険期間:2023年4月15日午後4時から1年間となります。

■申込締切日:2023年4月15日から加入される方は2023年2月28日。その他の方は原則毎月14日。

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者:株式会社ブリヂストンおよび関連会社の従業員・退職者

●被 保 険 者:株式会社ブリヂストンおよび関連会社の従業員・退職者またはご家族 (配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族) の方を被保 険者としてご加入いただけます。

【団 体 自 転 車 保 険】 [家族型] 被保険者本人の配偶者やその他親族 (被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子) も保険の対象となります。

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

[個人型]被保険者本人のみが保険の対象となります。

【団体ゴルファー保険】被保険者本人のみが保険の対象となります。

●お支払方法:現職の方は加入月の2か月後から給与控除、退職者の方は加入月の2か月後から口座振替となります。

●お手続方法:下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のブリヂストンビジネスサービスまでご送付ください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。 現職の方はWEBでのお手続きも可能です。 ブリヂストンビジネスサービスのホームページよりお手続きください。

- ●中 途 加 入:中途でのご加入は、原則、毎月14日までにお申し出ください。その場合の保険期間は、毎月15日から2024年4月15日午後4時までとなります。詳細につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。
- ●中 途 脱 退:この保険から脱退 (解約) される場合は、ご加入窓口のブリヂストンビジネスサービスまでご連絡ください。
- ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

団体自転車保険(傷害総合保険)

被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故)によりケガ^(※)を された場合等に、保険金をお支払いします。

- (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
- (注1)「自転車傷害危険のみ補償特約」をセットしています。
- (注2)「手術保険金対象外特約」をセットしています。
- (注3)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内のみ補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病または心神喪失 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤外科的手術その他の医療処置
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	 ⑥戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(**1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むち
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内) (注)「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。	うち症」)、腰痛等で医学的他覚所 見(**2)のないもの ⑨自転車による競技、競争、興行(これ らに準ずるものおよび練習を含みま す。)の間の事故 など (次ページに続きます。)

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

		の内谷「休険金をの文扱いする主な場合との文扱いできない	
仴	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内のみ補償)	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。(注2) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。(注3) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(前ページより続きます。) (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
賠償責任	個人實工所以上的一個人主義,但是一個人工,也可以是一個人工,也可以是一個人工,也可以可以是一個人工,也可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以	日本国内または国外において、被保険者 ⁽⁸¹⁾ が次ののからのまでのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払います(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(⁸¹⁾ の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託局)(⁸²⁾ を壊したり盗まれた場合 ④別の不線配に立ち入ったことなどにより電車等(⁵¹⁾ を運行不能にさせた場合(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア・本人 ・本人またはその配偶者の同居の親族 エ・本人またはその配偶者の同居の親族 エ・本人またはその配偶者の問居の未婚の子 オ・本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ・イ、からエ、までのいずれかの方が責任無能力者の場合にかぎります。。)。ただし、本人に関する事故にかきります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 義嬪、義鼓その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自動車(ブルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、航空機、自動車(ブルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、が1つ、原動機付自転車、雪上オートパイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿・貴金属、宝石、書面、骨とう、彫刻、美術品	①故争、外国の武が大きます。 (テムの大きないのでは、大きます。)、核燃料からによう津波の武が大きます。)、核燃料からに直接という。 (テムの大きないき、では、大きないないでは、大きないないのでは、大きないないが、大きないが、ないが、大きないが、ないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、

- (注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約から でも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認 いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
- (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外に なったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

団体ゴルファー保険(傷害総合保険)

よって決定されます。

傷害総合保険ゴルファープランは、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、ゴルファー自身の傷害のほか、他人に対する賠償責任、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償するプランです。

- (注2)保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	敷地内で通常	、ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争 行為
	死亡 保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失
	後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額= 死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃 料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波
	入院 保険金	入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^{※2)}のないものなど(※1)「テロ行為」とは、政治的・
傷害(ケガ) (国内外補償)	手術保険金	ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 〈入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	(※1) 「プロ行為」とは、政治的・ 社会的もしくは宗教・思想 的な主義・主張を有する団 体・個人またはこれと連帯 するものがそう暴力的行為を に関して行う暴力的行為を いいます。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理 学的検査、神経学的検査、 臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をい います。
	通院 保険金	通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
賠償責任	日本国内外の、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。		①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政 権奪取、内乱、武装反乱その他こ れらに類似の事変または暴動に 起因する賠償責任 ③地震、噴火またはこれらによる津 波に起因する賠償責任 ④被保険者および被保険者と同居

(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等に

⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(**)(次ページに続きます。)

する親族に対する賠償責任

(次ページに続きます。)

(国内外補償)

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (注) (国内外補償)	(前ページより続きます。) (注3) 記名被保険者 (加入依頼書等記載の本人をいいます。) が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方 (記名被保険者の親族にかぎります。) についても被保険者となります。	(前ページより続きます。) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。
ゴルフ用品 (注) (国内外補償)	日本国内外の、ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価 (**) を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。) ②ゴルフクラブの破損または曲損 (※) 「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れ(※)または紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
ホール インワン・ アルバトロス 費用(注) (国内のみ補償)	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) においてゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 ^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 (多その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1) この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2) この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数 (パー) 35以上の9ホール (ハーフ)、または基準打数 (パー) 35以上の9ホール (ハーフン)、または基準方の場合費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った目から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をめることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用に、アマチュアの方のみお引き受けできます (ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となります。 のそのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (③ビデオ機)と呼ば、日本に対する場合にかきります。)が提出できる場合 (②に対する場合) (②にディストラので、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール (球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 (③に対すなどのオールででは、アルボン・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・	 ①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス

- (注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車 ^(※1) およびその付属品 ^(※2) をいいます。 (※1) 2輪以上の車 ペダルのない二輪遊具、レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。 (※2) その付属品積載物を含みます。
病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高いいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療を いいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の 補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内 囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣 含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。	
ゴルフ用品 ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。	
目 撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール (球孔) に入ることを、その場で確認することをいいます。 アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数 (パー) より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール (球孔) に入ることを、 その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有意一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となっとしてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかしれない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻間にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思 (同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来に意思) をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	

示談交渉サービスについて

被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ■被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ■損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容または加入手続き画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入または加入手続き画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務 (告知義務) があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項または加入手続き画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

【団体自転車保険】

- ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【団体ゴルファー保険】

- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、ゴルファー保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【共通】

- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ●告知事項について、事実を記入または入力されなかった場合または事実と異なることを記入または入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により 被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における留意事項

- 加入依頼書または加入手続き画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

【団体自転車保険】

ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

【団体ゴルファー保険】

(注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

【共通】

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
 - 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理 店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の当月15日(14日過ぎの受付分は翌月15日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

【団体自転車保険】

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
 - (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

【団体ゴルファー保険】

- 事故が発生した場合 (ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合) は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - (注) ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
 - なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ていただく必要があります。 【共通】
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの 原因調査報告書 など
3	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度 および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書
7	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための 書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【団体ゴルファー保険】

●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1.証明書

同伴競技者1名^(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名^(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

- 2.費用支払を証明する書類
- 3.アテスト済のスコアカード(写)
 - その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
 - (※1) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
 - (※2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①~③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
 - ①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員(※3)
 - ②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した その公式競技の参加者または競技委員
 - ③同伴競技者以外の第三者(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
 - ④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)
 - (※3) そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
 - (※4) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退 (解約) される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退 (解約) に際しては、既経過期間 (保険期間の初日からすでに過ぎた期間) に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退 (解約) に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。 また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約

□保険金額

□保険期間

□保険料、保険料払込方法

□満期返れい金・契約者配当金がないこと



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 口パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、 どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【団体自転車保険】

□被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

【団体ゴルファー保険】

□「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】 をご確認いただきましたか。

【注意事項】ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【家族型にご加入になる方のみご確認ください】

□被保険者 (保険の対象となる方) の範囲についてご確認いただきましたか。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知 義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体レジャー保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

健康・医療相談サービス

介護関連相談サービス

人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

医療機関情報提供サービス

専門医相談サービス(予約制)

法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

メンタルヘルス相談サービス

メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※4 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
- ※5 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ・提出先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店(ブリヂストンビジネスサービス株式会社)

〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン22階 [本 社]

> TEL 03-6836-3563 FAX 03-6836-3569 BS内線(810)515365

[小平営業所] 〒187-0031 東京都小平市小川東町3-1-1 ブリヂストン技術センター北棟3階

TEL 042-341-7009 FAX 042-341-7093 BS内線(810)525962

[横浜営業所] 〒244-0812 神奈川県横浜市戸塚区柏尾町1 ブリヂストン厚生会館2階

> TEL 045-825-3520 FAX 045-825-9154 BS内線(810)533710

[那須営業所] 〒329-3154 栃木県那須塩原市上中野町10 ブリヂストン厚生会館2階

> TEL 0287-65-4546 FAX 0287-65-4551 BS内線(816)286

[久留米営業所] 〒830-0022 福岡県久留米市城南町1-1 ブリヂストン厚生会館2階

> TEL 0942-35-1490 FAX 0942-39-2493 BS内線(829)2497

[甘木営業所] 〒838-0051 福岡県朝倉市小田2011

> TEL 0946-24-0700 FAX 0946-24-0705

[防府営業所] 〒747-0833 山口県防府市浜方100

> TEL 0835-27-0865 FAX 0835-27-0866 BS内線(824)1332

[下関営業所] 〒752-0953 山口県下関市長府港町3-1

> TEL 083-246-3399 FAX 083-246-4007 BS内線(825)259

●引受保険会社

[本社・小平・横浜・那須営業所取扱]

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第三部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4223 FAX 03-3231-9929

[久留米·甘木営業所取扱]

損害保険ジャパン株式会社 久留米支店久留米中央支社

〒830-0033 福岡県久留米市天神町1-6 FLAG KURUME4F TEL 0942-31-3213 FAX 0942-31-3209

[防府営業所取扱]

損害保険ジャパン株式会社 山口支店山口支社

〒753-0076 山口県山口市泉都町7-11 損保ジャパン山口ビル2F TEL 083-924-3548 FAX 083-923-8332

[下関営業所取扱]

損害保険ジャパン株式会社 山口支店法人支社

〒750-0018 山口県下関市豊前田町2-8-10 損保ジャパン下関ビル2F TEL 083-231-3580 FAX 083-223-8401

◆事故のご相談は事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締 結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または上記事故サポートセンターまでご連絡ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。 必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容 が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。 ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。